

掛川市条例第2号

掛川市看護師等修学資金貸与条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市看護師等修学資金貸与条例

### (目的)

第1条 この条例は、養成施設に在学する者で、将来、掛川市立総合病院（以下「市立病院」という。）において看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、市立病院における看護師等の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 養成施設 次に掲げる学校又は養成所をいう。

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号又は第21条第1号若しくは第2号の規定に基づき文部科学大臣の指定した学校

イ 法第20条第2号又は第21条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した養成所

(2) 指定期間 修学資金の貸与を受けた月数に相当する期間をいう。

(3) 指定勤務 養成施設を卒業する日の翌日から起算して13月以内に看護師等の免許を取得した後、災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由があると認められる期間を除き、直ちに市立病院において看護師等として勤務することをいう。

### (貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、申請時において次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 養成施設に在学していること。

(2) 指定勤務をしようとする意思を有すること。

(3) 同種の貸与金を他から借り受けておらず、又は借り受ける予定がないこと。

### (貸与の額等)

第4条 修学資金の貸与の額は、月額3万円とする。

2 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から養成施設を卒業した日の属する月（当該養成施設の正規の修学期間内に限る。）までとする。

3 修学資金には、利息を付さない。

### (貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸与の決定の取消し)

第8条 市長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸与の休止)

第9条 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第10条 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、修学資金の貸与が終了したとき又は第8条の規定により修学資金の貸与の決定が取り消されたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内の期間（次条の規定により返還が猶予されたときは、3月に当該猶予された期間を加えた期間）内に貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還することができる。

(返還の猶予)

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 養成施設卒業後、更に他の養成施設において修学しているとき。

(2) 指定勤務を行っているとき。

(3) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される看護師国家試験又は助産師国家試験に合格しなかった場合において、指定勤務を行うため、養成施設を卒業する日の翌日から起算して13月以内に看護師等の免許を取得しようとする意思を有しているとき。

(4) 災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由があると認められるとき。

(返還の免除)

第12条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 指定勤務を行った期間が指定期間に達したとき。

(2) 指定勤務を行っている期間中に公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため指定勤務を継続することができなくなった場合において、将来にわたって指定勤務を行う見込みがないと認めるとき。

2 市長は、被貸与者が指定勤務を行った場合において、当該指定勤務を行った期間が指定期間に達しなかったときは、前項の規定にかかわらず、3万円に当該指定勤務を行った月数を乗じて得た額を限度として、修学資金の返還の債務を免除することができる。

3 前2項の場合を除くほか、市長は、修学生又は被貸与者が死亡又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなったと認められるときその他必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第13条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。